# 企業結合会計における公正価値測定に関する一考察

## 小 阪 敬 志

### I はじめに

であるが、本稿ではとりわけ企業結合会計に焦点を絞って考察を加える。 となったが、新たに整理・統一化されたことで、公正価値の概念は変化した。係る変化は極めて広範に影響するもの 測定値が用いられてきた。近年、財務報告のための会計基準が国際的に統一化されつつある中で公正価値もその対象 結合の会計処理にはいくつかのステップが存在しているが、複数の局面で従来から公正価値(fair value)と呼ばれる められてきた公正価値概念の統一化に向けた過程を整理し、企業結合会計という特定の領域で用いられる公正価値概 合に関する会計基準の国際的な収斂過程を整理し、企業結合を会計処理する際の重点の変化を指摘する。次に近年進 企業結合 (business combinations) とは、ある企業と他の企業とが、一つの報告単位に統合されることをいう。 検討に際しては、まず近年における企業結 企業

における公正価値測定の課題を明らかにすることとしたい。 念も変化したことを確認する。その上で、 企業結合会計と公正価値測定の関係の変化を通じて、現行の企業結合会計

## Ⅱ 企業結合に関連する会計基準の収斂

する財務会計基準書(SFAS)、ならびに我が国の企業会計基準委員会(ASBJ)が公表する企業会計基準の間において、 に漏れず、二〇〇八年には IASB が公表する国際財務報告基準 つかの相違点は残るものの、多くの会計規定が国際的に統一化されつつある。 大筋での規定統一化が図られている。 国際会計基準審議会(IASB)を中心とした会計基準の国際的なコンバージェンスによって、いまなおいく (IFRS)、米国の財務会計基準審議会 (FASB) 企業結合に関連する会計基準もその例 が公表

業結合会計における重点の変化を確認する。 そこでまずこれらの会計基準において、二〇〇八年前後の改訂による企業結合の会計処理規定の変化を整理し、 企

## 1. SFAS141および IFRS3の改訂

い る<sup>②</sup> 米国における企業結合に関する会計基準としては、SFAS141「企業結合」が二〇〇一年に FASB より公表されて の余地があった持分プーリング法(pooling-of-interests method)との選択適用が廃止された(par.13)。その背景と 持分プーリング法が取得原価主義の会計モデルに沿わないことや、持分プーリング法によってもたらされる情 同基準においては、 企業結合の会計処理方法としてパーチェス法 (purchase method) のみを採用し、それまで

#### 貸借対照表



諸資産の公正価値は88,000であった。諸負債の公正価値は貸借対照 \* 表上の帳簿価額と一致していた。

とがある。

て、

本来であればパーチェス法を適用すべき企業結合に、

この事態を回避するため、

るという問題が

あっ

た

(いわゆる持分プーリング法の濫用)。

績が圧迫される。

計上される余地があり、

その場合には企業結合後の費用負担を通じて、結合後企業の業

結合当事企業が意図的に取引条件を調整し

持分プーリング法が適用され

パーチェス法への一本化は、

公正価値測定に伴う資産増加が生じるとともに、

のれ

ノパ

1

チェス法によった場合、

報に有用性が乏しいといった理論的問題点が複数指摘されている(pars.B36-B79)。

によって確認する。 ここで、 パーチェス法と持分プーリング法について、 両方法の主要な相違点を数値例

実務上の問題とされていた持分プーリング法の濫用への対抗策であるとも指摘されるこ

【例1】 A社はX一年四 照表は上記のとおりである。 社株式五○○株 (一株当たりの株価は一○○)を交付した。 月一 日 にB社を吸収合併し、 合併の 対価としてB社株主にA 合併直前 0 B社の貸借対

#### パ ーチ エス法による会計処理

諸負債を公正価値で受入れ、 パー チェス法の下では、存続会社であるA社は、 対価として交付した株式の公正価値との差額 消滅会社であるB社の諸資産および を、 のれんと

て認識する(A社を取得企業、B社を被取得企業としている)。

・パーチェス法

(借) 諸 (貸) 諸 45,000 資 産 88,000 負 債 0) れ h 7,000 資 本 金 50,000

※資本金の増加額=@100×500株

・持分プーリング法

(借) 諸 資 産 80,000

SFAS141におけるパ

ーチェス法による一

連の手続は、

以下のとおりである。

(貸)

諸 負 資

本

債 金

25,000 10,000

45,000

持分プーリング法の下では、

B社の諸資産および諸負債はすべて帳簿価額のままA

持分プーリング法による会計処理

益

社に引き継がれ、

のれんは認識されない。

また、

純資産項目もそのままA社に引き継

留 保 利 がれる。

ば、 すべきかについては、 企業結合の会計処理方法として、パ

理論的には企業結合の経済的実態に基づいて判断される。

上記の合併がA社によるB社に対する支配の獲得、

ーチェス法と持分プーリング法のいずれを採用

すなわち取得

(acquisition)

例え

と認められる場合にはパーチェス法が適合し、 A社およびB社のいずれも相手に対す

る支配を獲得せず、 合併が単なる持分の結合 (uniting of interests) に過ぎない場合に

持分プーリング法が適合する。

は、

②取得原価の決定…対価として交付する現金等の金額や、

①取得企業の識別…結合当事企業のいずれが取得企業であるかを識別する (pars.15- $19)^{\circ}$ 株式の公正価値が取得原

価となる (pars.20-23)。

- ③取得原価の配分…②の取得原価を、被取得企業から取得した資産および引き受けた負債に対して、支配獲得日時 点の公正価値に基づいて配分する (pars.35-36)。
- ④のれんの認識…②の取得原価が③の純資産公正価値を超過する場合、両者の差額がのれん(goodwill)として 認識される (par.43)。
- 在することになるが、これについては公正価値測定の対象とはされていなかった。 たといえる。なお、 SFAS141においては、被取得企業の純資産と取得企業が交付する対価の二種類が公正価値測定の対象とされてい 取得企業による支配が完全ではない場合には、いわゆる非支配持分(non-controlling interest)
- IFRS3の規定は SFAS141と同一の内容となっており、また非支配持分も公正価値測定の対象とされていなかった。 IFRS3でも、持分プーリング法適用の余地が無くなり、パーチェス法へと一本化が図られた。以下にまとめたとおり、 一方、共同してプロジェクトを進めていたIASBからは、二〇〇四年にIFRS3「企業結合」が公表された。
- ①取得企業の識別…結合当事企業のいずれが取得企業であるかを識別する (pars.17-23)。
- ②取得原価の決定…対価として交付する現金等の金額や、株式の公正価値が取得原価となる (pars.24-31)。
- ③取得原価の配分…②の取得原価を、 点の公正価値に基づいて配分する (pars.36-40)。 被取得企業から取得した資産および引き受けた負債に対して、支配獲得日時
- (4) (7) れ んの認識…②の取得原価が③の純資産公正価値を超過する場合、 両者の差額がのれんとして認識される
- ここで、 非支配持分を公正価値で測定するか否かという論点は、  $(par.51)^{\circ}$ 認識されるのれんの範囲に大きく関わる。 前述と

45,000
25,000
10,000
80,000
_

貸借対昭表

なお、諸資産の公正価値は88,000であった。諸負債の公正価値は貸借対照 表上の帳簿価額と一致していた。

#### 【A社持分(80%)に係る会計処理】

(借) (貸) 諸 資 産 70,400 諸 36,000 負 債 れ 0) h 5,600 社 株 式 В 40,000

【非支配持分(20%)に係る会計処理】

(借) 諸 資 産 17,600 (貸) 諸 負 債

В

社の貸借対照表は上記のとおりである。

9,000

8,600

同

様の数値例で、

非支配持分が存在するケースを考えてみる。

例 2

A 社

は

X

年

兀 月

 $\exists$ 

12

В

社

が

発

行する株式

○○○株のうち八○○株

(八〇%)を公正価値である

非支配持分

として支配することとなった。

A社による株式購入直前

四〇〇〇〇

(一株当たり五〇) で現金購入し、

B社を子会社

1 チエ ス法による会計処理

JΫ́

連結修正仕訳とは形式を変えているが、 その際の仕訳処理は上記のようになる 対照表を取り込んだ連結貸借対照表を作成することとなるが、 の非支配持分保有者が存在することとなる。 A社はB社を完全に支配しているわけではなく、 A社持分については、 受け入れたB社の純資産公正価値のう 実質的な結果に相違 (説明の便宜上、 A社はB社の貸借 んとして認識 二〇%相当 は ない)。 般的な

れんであることから、 される。 ち八○%相当と、 こののれんは、 対価四〇〇〇〇との 買入のれんとい B社の買収に際してA社が取得したの 差額が われる。 0) ħ

正価値測定の対象となるわけではない。 他方非支配持分は、 B社純資産の公正価値×非支配持分比率二○%という計算式によって測定され、それ自体が公 結果として、非支配持分に見合ったのれんの計上も行われない

のれんしか認識されておらず、そのすべてが公正価値によって測定されているわけではないということである。 ような取扱いは、 SFAS141および IFRS3が採用したパーチェス法では、 被取得企業の資産および負債のすべてが公正価値で測定されているにもかかわらず、 資産測定の一貫性を欠き、情報有用性の観点から問題があるとの認識がなされていた。 のれんの認識範囲に関する問題点が指摘されていた。 資産であるのれんは買入 すな

年に SFAS141(R) および二○○八年に IFRS3 (R) を公表した。両基準に共通する主要な変更点は、非支配持分の チェス法とは区別され、 よび IFRS3 (R) (par.19)、その場合には、全部のれんは計上されないこととなる。このように差異はあるものの、SFAS141 とされている (pars.19 and 32) された(par.34)。また IFRS3(R)でも、移転した対価および非支配持分の公正価値を用いてのれん測定を行うこと た対価および非支配持分の公正価値が、受け入れた純資産の公正価値を超過する額として、のれんを測定することと 公正価値測定の導入およびその結果としての全部のれんの認識にあった。具体的には、SFAS141(R)では、 そこで FASB と IASB の両審議会は、企業結合に関する共同プロジェクトのフェーズⅡの成果物として、二○○七 次頁上のようになる。 のいずれもが、 取得法 が、こちらでは例外的に非支配持分を公正価値測定しないことも認められており(๑) (acquisition method) と呼ばれる。 全部のれんを認識することとしたのである。この会計処理方法は、 前述の【例2】を用いて取得法による会計処理を それまでのパ 移転し (R) お

(借)	諸	資	産	70,400	(貸)	諸	
	$\mathcal{O}$	れ	h	5,600		В	

【非支配持分(20%)に係る会計処理】

【A社持分(80%)に係る会計処理】

(借) 諸 資 産 17,600 れ 0) h 1,400

負 債 36,000 社 株 式 40,000 (貸) 諸 負 債 非支配持分

9,000 10,000

A 社

「の持分八○%につい

ての処理は、

ノペ

1

チェス法と変わらない

が、

非

**支配持** 

分は取得

(= | ○○○株 - 八○○株)

によって測定される

のれんとして認識されることとなる。

取得法による会計

におけるB社株式の公正価値五○×二○○株

そしてB社純資産の公正価値の二〇%との差額が、

が、 SFAS141 (R) 主義会計との関連で、 SFAS141 パーチェス法から取得法への改訂は制度研究上、 (R)や IFRS3 (R) および しばしば問 IFRS3 の公開草案におけるのれんの取扱い (R)題視される。 が採用した取得法の処理 例 えば山内 伝統的な枠組みとされてきた取得原価 の概要は以 (1 | O | O' pp.170-185) が、 取得原価主義会計が Ĺ 0) とおりである では、

の公開草案では、 有する構造的特徴とは合致しない旨指摘しており、 取得原価主義会計の考え方が退けられていると指摘する。これらはいずれ 金 田 (1 10 10° p.92) は、 SFAS141 (R)

0) も公開草案に対する指摘であり、 れんを測定するとされていたことに対して、 特に 「被取得企業の全体を公正価値測定する」ことで全部 行われた指摘と思われる。 確定基準における

取得法では、 被取得企業全体の公正価値測定は求められてはいない ものの、 同様 の指摘がで

きると考えられる

基礎的前提として一般的な資産の取得が 取得原価主義会計の下では、 資産は支払われた対価 「交換」 取引とみられることによる。 の金額によって測定される。 資 産 の取得は これは

内で認識された。パーチェス法は取得原価主義会計の枠内において、「交換取引」を処理するための具体的な処理方 整理を行い できるのは、支配持分相当に限られる。 法の一つであったといえる。ただ、「交換」という考え方によって、パーチェス法におけるあらゆる処理が説明でき そこでは二つの独立した経済的利害関係 法といえる。例えば、Wyatt(1963, p.70)によれば、「…企業結合とは…基本的に交換事象 その交換時点における公正価値が測定の基礎となる。パーチェス法はこの一般的考え方を企業結合会計に適用した方 交換によって行われるのであるから、その測定は引き渡した貨幣額によって行われ、 るわけではない点には注意を要する。 の「取得原価」とみて、これを取得した純資産に配分するという手順がとられ、のれんも配分された取得原 企業結合が交換取引であることが指摘されている。ゆえに、パーチェス法では移転された対価の公正価値を企業結合 ために交渉を行う (bargain)」とされる。また、SFAS141では、 (pars.3-8)、その上で、これと整合的な規定の展開を図っている。 例えば、前述した非支配持分が存在するケースでは、「交換取引」として説明 (economic interests) が、資産および/または持分 (equities) の交換の達成の 冒頭に一般的な資産取得取引の会計処理についての さらに、IFRS3 (par.BC44) などでも、 対価が貨幣以外の財であれば、 (an exchange event) であり 価 の範 井

components of business combination)とみて、それらの測定に焦点が当てられており(SFAS141 (R), par.B81)、必ずしも 企業結合が交換取引であることを強調していない。 非支配持分に係る部分も含めた全部のれんとなる。 方、 取得法では 識別可能純資産や移転された対価だけでなく、 結果、 構成要素すべての公正価値の差額として認識されるのれん 非支配持分も 「企業結合の 構成要素」

「取得法」という名称を採用するにあたり、 SFAS141 (R) (par.B14) および IFRS3 (R) (par.BC14) は、 改訂基準

以外の要素 性を根拠とした全部のれんの公正価値測定を図った結果として導入された処理とされるが、 産の取得原価を測定するという、取得原価主義会計の基本的なスキームが放棄されている。 り立つ可能性があるという点である。 チェス法とは異なるし、 においては企業結合が必ずしも購入取引によらずとも起こりうる(すなわち定義の中に対等合併なども含めている) 方法の呼称を単に改めたに過ぎないようにも見える。 を理由としており、 見すると、定義の変更によって「企業結合」に含められる取引等の対象範囲が変更され、 (非支配持分)によって、取得した資産が測定されることとなった。ここでは引き渡した対価によって資 また混乱を避けるために、 何より注意すべきは、これまで重視されてきた交換取引という前提がなくとも企業結合が成 また、 取得法における非支配持分の公正価値測定は、 従来のパーチェス法という呼称も、 しかし数値例でも確認したとおり、 一律に取得法へと改められている。 具体的な処理手続きもパー その結果として会計処理 そのために移転した対価 全面時価評価法との整合

扱い に取 おける対価を基礎とした測定ではなく、 取得法の手続では、 の変化に見られる 得原価主義会計と密接に結びついているとは言い難い そもそも「取得原価」という用語自体用いられなくなっており、 新たな測定基礎を模索しているように思われる。 のが現状である。 むしろ FASB や IASB は、 取得法はパーチェ その様子が、 段階取得の取 交換取引に ス法のよう

ノパ | け入れる純資産に配分された(IFRS3, pars.58-60)。 В |社の発行する株式の二〇%をまず購入し、 段階取得とは、 チェス法では、それぞれの時点で購入された株式の取得原価の累積額が企業結合の取得原価とされ、 支配の獲得が複数回の取引によって段階的に達成される企業結合の一類型をいう。 その後追加で六〇%を購入してB社に対する支配を獲得したとする。 過去に行われた個々の交換取引に着目し、 それぞれの取引におけ 例えば、 B社より受 A 社が (小阪)

【図表1】企業結合の捉え方と処理方法の変化

改訂前	改訂後					
交換取引	支配の獲得					
パーチェス法	取得法					
_	交換取引					

par.42)。これにより、 取得原価主義会計からの脱却ないし乖離ともいえる考え方の変化が窺える手法でもある。 測定されることとなる。 機とする公正価値による再測定は、 積という実務そのものが財務報告における不整合を引き起こしているとの認識も示されている IFRS3 り る対価を基礎とした測定を重視する姿勢が窺える。これに対して取得法では、 (SFAS141 (R), par.B386 ; IFRS3 (R), par.BC386)。支配の獲得という重要な経済事象の発生を契 一〇%を支配獲得日の公正価値へ再測定することが要求される それが持分投資の新たな測定基礎となるという考え方がある (R), par.BC384)° A社が保有する合計八○%のB社株式は、一律に支配獲得日の公正価値で 再測定を要求する背景には、 また、 過去における交換取引の事実を重視しないばかりでなく、 原価累積実務の問題点を解決する手法といえる。 支配の獲得が経済環境等の重要な変化に当た (SFAS141 (R) par.48; IFRS3 (SFAS141 (R), par.B384; 初めに購入した しか し同時に 原価

果、 も交換取引を伴わない 取引が伴わなくとも、 これは単なる呼称の変化ではなく、具体的な手続きの変化であった。その背景には、必ずしも交換 ら二○○八年にかけての改訂によって、パーチェス法から取得法へと会計処理の方法を変更した。 え方の変化がある 以上のように、 測定面ではパーチェス法で行われていた被取得企業の純資産の公正価値測定のほかに、 FASB および IASB が規定する企業結合に関連する会計基準は、二〇〇七年か (図表1)。このため、「交換取引」を処理するためのパーチェス法から、 支配の獲得という重要な経済事象が生じれば、 「支配の獲得」を処理できる取得法へと改訂されたということであろう。 企業結合は成立するという捉 ① 非 支 必ずし

公正 配持分の公正価値測定、そして②段階取得があった場合の移転された対価の公正価値測定が求められることとなり、 価値測定の機会が拡大していることがわかる。

### 2. 日本基準の改訂

(以下、 我が国の企業結合に関連する会計基準としては、二〇〇三年に企業会計審議会より「企業結合に係る会計基準」 企業結合基準)が公表された。 企業結合基準では、 前述のSFAS141やIFRS3とは異なり、 持分プーリング法

の適用が認められていた。

IFRS3が定めていたパーチェス法と同等の処理であることがわかる。 して「取得」と判定された企業結合には、 企業結合基準によると、 まず企業結合が「取得」であるか「持分の結合」であるかの判定が行われる(三、1)。そ パーチェス法が適用される (三、2)。 以下に示したとおり、 SFAS141や

- ①取得企業の決定…結合当事企業のいずれが取得企業であるかを識別する。
- ②取得原価の決定…対価として交付する現金等の金額や、株式の公正価値が取得原価となる。 段階取得の場合に

は、原価の累積額を用いる。

- ③取得原価の配分…②の取得原価を、 点の公正価値に基づいて配分する。 被取得企業から取得した資産および引き受けた負債に対して、支配獲得日時
- 他方、 ④ の れ 「持分の結合」と判定された企業結合には、持分プーリング法が適用される(三、3)。持分プーリング法で 0) 認識…②の取得原価が③の純資産公正価値を超過する場合、両者の差額がのれんとして認識される。

持分プーリング法では公正価値測定が用いられる余地はない。 は、結合当事企業すべての資産、負債および純資産がその適正な帳簿価額で結合後企業に引き継がれる。 したがって、

が公表された。企業会計基準第二一号では、持分プーリング法が廃止され、パーチェス法のみが採用されることと 当局委員会(CESR)からは、会計基準の同等性評価の結果として、我が国の企業結合基準において持分プーリング 法が認められていることが重要な相違点として指摘されていた(CESR, 2005, par.139)。その後、FASBと IASBによ 時すでにパーチェス法に一本化していた SFAS141や IFRS3とは異なるものであったことから、例えば欧州証券規制 から、二〇〇八年に ASBJ より企業結合基準を改訂する形で、企業会計基準第二一号「企業結合に関する会計基準」 る共同プロジェクトの成果物である SFAS141 (R) および IFRS3 (R) とのコンバージェンスの必要性が生じたこと あると考えられたためである(企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書、三、1)。しかしながら、この取扱いは当 企業結合基準において持分プーリング法が採用されたのは、企業結合の経済的実態を反映できるようにする必要が

- ①取得企業の決定…結合当事企業のいずれが取得企業であるかを識別する (pars.18-22)。
- ②取得原価の決定…対価として交付する現金等の金額や、株式の公正価値が取得原価となる (par.23)。 場合には、過去に取得した株式等が、支配獲得日の公正価値で再測定される(par.25)。 段階取得の
- ③取得原価の配分…②の取得原価を、 点の公正価値に基づいて配分する (par.28)。 被取得企業から取得した資産および引き受けた負債に対して、支配獲得日時

④<br/>の<br/>れんの 認 識…②の取得原価が③の純資産公正価値を超過する場合、 両者の差額がのれんとして認識される

(par.28) °

は、 わち取得法のように非支配持分を公正価値測定する余地はなく、したがって全部のれんも計上されない。 いて企業会計基準第二一号(par.98)では、「…のれん…の計上は有償取得に限るべきであるという立場」を採用して によることが整合的である」とされ(企業会計基準第二一号、par.84)、企業結合を交換取引とみる姿勢が窺える。 まず注意すべきは、 伝統的な取得原価主義会計と整合的なように見える。 の算定に際しては、「一般的な交換取引において資産の取得原価を算定する際に適用されている一 「取得原価」の算定を引き続き要求している点からも、 我が国ではパーチェス法が維持されている点である。パーチェス法適用時における 企業会計基準第二一号におけるパーチェス法の取扱い 般的 この点につ 「取得原

par.88)° 算定した原価の合計額とすることが経済的実態を適切に反映する」と考えられたためである その時点での等価交換取引であり、 やIFRS3(R)と整合的な処理を行うとの結論に至っている(par.90)。 しかし、 他方で、段階取得の際には過去に取得した株式の連結財務諸表における公正価値測定が要求されている 交換取引を前提とするパーチェス法が維持されたことからすれば、この取扱いも維持されるべきといえる。 会計基準の国際的なコンバージェンスを重視する観点から、 par.25)  $^{\circ}$ 企業結合基準において、原価の累積額を用いることとしていたのは、「個々の取引はあくまで 取得が複数の交換取引により達成された場合、取得原価は個々の交換取引ごとに 連結財務諸表に限定したうえで、SFAS141 (企業会計基準第二一号)

以上で見たとおり企業結合に関連する会計基準については、IASBと FASBの共同プロジェクトによって先に

維持されている規定も存在しており、 計基準の国際的コンバージェンス達成を優先する観点から、 IFRS と SFAS の間で規定の統一化が図られ、我が国の企業会計基準は、従来の考え方を維持しつつも主として会 ASBJ が公表した基準では部分的に SFAS141(R)や IFRS3(R)と整合しつつも、 両基準との間には重要な差異が残されているのが現状である。 両基準に歩み寄る形での改訂を行っているといえる。そ いまなお改訂されずに

### Ⅲ 公正価値概念の変化

## · SFAS157公表前の公正価値

定の対象とされた金融商品のように、購入と売却が同一の市場で行われる場合には、上記二種類の金額は基本的に同 という、二種類の金額が同じ「公正価値」という用語の中で成立していた。とりわけ、前者は入口価格 (entry price) あるか出口価格であるかを明確に区別する必要はない。 (exchange) されうる金額とされた。すなわち、資産を購入する場合には購入市場価格、 の測定値を示すこととなる。このため、 会計処理上の測定値として用いられる公正価値は、 後者は出口価格 (exit price) ともいわれる。ただ、会計基準上で公正価値が導入された当初、 当初認識時の測定に公正価値を用いるとしても、 かつての一般的な定義によれば、 売却する際には売却市場価格 資産が市場において「交換\_ 実務上それが入口 公正価値測 |価格で

されることになるが、SFAS141、IFRS3そして企業結合基準においてそれぞれ公正価値はどのように定義されてい 企業結合会計との関連でいえば、 少なくとも被取得企業の識別可能資産および負債は支配獲得日 の公正価 で測定

たか、以下で確認する。

価格と出口価格のいずれの価格も含んでおり、どちらかに限定されてはい たは売却…されうる金額」とされていた まず SFAS141では、 公正価値は 「強制や清算以外の、 (Appendix F)° 「購入または売却」とあるとおり、 取引参加者間での現在の取引において、 ない。 ここでの公正価 資産…が 値 は 入…ま 入口

る。 換され得る…価額」 格または出口 次に IFRS3では、 価格のいずれかに限定されているわけではなく、どちらの価格を意味するのかについて解釈の余地 (Appendix A) とされていた。ここでも「交換」という用語にみられるとおり、 公正価値は 「独立第三者間取引において、 取引の知識がある自発的 な当事者の間 公正価 で、 値 が入口 産 があ が交交 価

四三号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」(以下、公開草案第四三号)によれば、「時価」 おいても、 値」とは、文言の違いこそあるものの、 された (二、7)。 そして企業結合基準においては、「時価とは、 時価すなわち公正価値が入口価格であるのか出口価格であるのかは、明示されていない。 我が国の会計基準では、 その考え方に大きな違いはないと理解されてきた (par.27)。企業結合基準に 伝統的に「時価」という用語が用いられてきた。 公正な評価 額をいう。 通常、 それは観察可能な市場価! 企業会計基準公開草案第 格 と「公正価 をいうと

対価 な資産の取得取引に共通する基本的な考え方である。 た純資産と支払われた対価の公正価値は等しいと仮定される。それゆえ、 an acquisition) この点 の公正価値は等しい。 入口 価格と出口 は、 交換された公正価値に等し」いとの記述がみられる (par.5)。これは企業結合に限らず、 言い換えれば、 価格の双方の意味合いを定義に含めていた SFAS141では、「…交換取引では、 取得する資産の入口価格と、 交換取引においては、 引き渡される対価の出口価格との等価交換が 取得企業にとっての取得 取得した資産の公正価値と引き渡される ″原価′ 取 得され 般的

想定されているといえよう。パーチェス法に置き換えるならば、 限定されてしまうと、 換取引を前提とした場合、 たことから、公正価値には双方の意味が含まれている必要があったといえる。 よって識別可能純資産の入口価格を測定し それらを取得するための対価との等価交換が想定され、 交換取引を前提とした測定も不可能となろう。 交換対象となる財双方の入口価格と出口価格を交換取引の中でバランスさせる必要があ (取得原価の配分)、 対価の出口価格 残額がのれんの測定に用いられていたといえよう。 識別可能純資産および識別不能な要素であるのれん (すなわち、 入口価格ないし出口価格のいずれかに 企業結合における取得原価 交

対価の出口価格が含まれていたといえる。「交換」という概念が、会計処理方法であるパーチェス法だけでなく、 定値として用いられる公正価値の根底にも一貫して用いられていることは、 以上のように、交換取引を前提とするパーチェス法の下では、公正価値の意味には受け入れる純資産の入口 注目に値しよう。 [価格と 測

## 2. 出口価格としての公正価値

SFAS141 年に公表した SFAS157「公正価値測定」であった。 ある取引において、資産を売却して受け取る…であろう価格」をいう (par.5)。この定義はその後に公表される 本化されていることになる。 他方、近年の会計基準整備の過程で、公正価値の概念を出口価格として最初に整理したのは、 (でもあり、 (R) でも用いられている 対価の出口価格に等しい)を想定していた公正価値は、  $(par.3)^{\circ}$ すなわち SFAS141の段階では取得した純資産 すなわち、 公正価値とは 用語は変わらないままにその意義が出口 「測定日における市場参加者間 (のれんを含む) FASB が二〇〇六 価格へと の秩序 入口価

係る目的に最も適合するのは出口価格による公正価値であるとの結論に至ったということである。 (par.26)、資産の測定はその現金生成能力(cash generating power)の評価に役立つように行われるべきである。 ☆」(future economic benefit) 特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」とされる。 として挙げている。 SFAS157 (par.C26) では、出口価格の概念が、 資産の定義を定める SFAC6 (par.25) は、 企業が将来においてキャッシュインフローを獲得するのに貢献する能力であるから 財務報告の基礎概念レベルでの資産の定義に合致することを理由 によれば、 資産とは 「過去の取引または事象の結果として、 「将来の経済的便 そして

準の公表順序が異なるため、IASBではまずIFRS3 (R) の公表が行われたのち、 格なのか出 で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格」をいう。それまで入口価 いることがわかる。 その後、 IFRS13によって置き換えられることとなった (par.D1)。IFRS13 (par.9) によれば、 IASB も公正価値概念の整理を行い、二○一一年に IFRS13「公正価値測定」を公表した。FASB とは基 価格なの かが明らかでなかった公正価値は、 SFAS157における定義同様、 同基準内における公正価 公正価値とは「測定日 出口価格として定義されて 値の定義 一時点

価格としての公正価値が企業結合会計を含む様々な領域で用いられるようになる。 草案であることから、 で秩序ある取引が行われた場合に、 公正価値に読み替えられている。 そして ASBJ も、 二〇一〇年に公開草案第四三号を公表しており、 現行の我が国の会計基準上では 公開草案第四三号 (par.4) によれば、 資産の売却によって受け取るであろう価格 「時価」 概念が維持されているものの、 従来用いてきた 公正価値とは (出口価格)」 「測定日において市場参加者間 「時価」 をいう。 確定基準となれば出口 は出 価格としての 現状では公開

ずれはSFAS141 (R)、IFRS3 (R) および企業会計基準第二一号の適用下において、 る「公正価値」とは、一様に出口価格を意味するようになろう。 このように、公正価値概念についても FASB、IASB そして ASBJ の三者間において統一に向けた動きが窺え、 企業結合の会計処理に用いられ ίj

## Ⅳ 企業結合会計における出口価格による測定の課題

## 1. 企業結合の会計処理方法と公正価値の関係

SFAS は、IFRS や企業会計基準とは異なり、唯一、公正価値の概念の整理を経てから企業結合に関連する会計基準 値が出口価格に一本化されたとしても、 を取得法に変更している IFRS においても、 念上の致命的な矛盾とはならなかったといえる。基準の公表順序は前後するものの、すでに企業結合の会計処理方法 の改訂を行っている。 ち交換される財双方の入口価格と出口価格をバランスさせるという考え方は、 公正価値が出口価格へと一本化されたことで、交換取引を前提とした企業結合における公正価値の捉え方、すなわ 前述のとおり、SFAS141(R)ではパーチェス法が取得法に改められていることから、 企業結合を必ずしも交換取引とは捉えない取得法の下では、上記の問題が概 同様のことが指摘できよう。 概念上不可能になったといえる。 公正価

にIASBには、 IASB は入口価格と出口価格は概念上異なるものであることを認識しており(SFAS157, par.16 ; IFRS13, par.57)、さら た出口価格としての公正価値を用いることには、 取得法に処理が変更されても、企業結合の経済的実態は、引き続き「取得」であるのだから、「売却」を前提とし 入口 .価格を用いないことが、企業結合の会計処理に際して問題となるという指摘がなされていた 概念上の矛盾が生じるとの指摘も考えられる。 確かに、FASBや

を推進しようとする姿勢が窺える。 価格を用いることの概念的矛盾を認識しながらも、 (IFRS13, par.BC36)° 価格は等しくなると結論付け、 この指摘に対して IASB は、 出口価格としての公正価値を採用した 同じ資産を同じ市場において同じ日に測定する限り、 実務上の実行可能性を根拠として、一貫した公正価値概念の採用 (par.BC44)° その背景には、 取 得  $\Box$ 価 [格と 出

れる。 の発生である。支配の獲得という重要な経済事象が生じたとき、取得法によって企業結合の構成要素は一律に測定さの発生である。 業結合会計では、 口価格としての公正価値の根底には、それぞれ別の考え方があるといえる いように思われる。 合の捉え方である「支配の獲得」によって、 められると考えるのである。 によっては結びつき得ない。では何によって結びつけられているのかが問題となるが、 企業結合の捉え方が、 (入口価格と出口価格のバランス)は、「交換」という概念によって結びついていたといえる。これに対して、 支配の獲得」 かし、 測定値としての公正価値には資産概念とも整合的な出口価格を用いることで、 前述のとおり、 より問題視すべきなのは、「取得」という経済的実態の前提として、従来重視されてきた「交換」という が挙げられよう。より具体的には支配の獲得や喪失といった新たな測定の契機となる重要な経済事象 処理方法としての取得法と、測定値としての公正価値の意味 一交換」 従来の企業結合会計では、処理方法としてのパーチェス法と、測定値としての公正価値の意味 「支配の獲得」へと変化したこととの関係をどのように見るべきかという点にあるように思わ 概念がパーチェス法と公正価値の意味の双方の根底にあったのとは異なり、 しかし、 出口価格を用いる根拠は資産概念との整合性に求められるのであって、 測定値としての公正価値が出口価格に限定されるという根拠付けは難 (図表2)。 (出口価格) より一層会計情報の 考えられる要素としては は、 少なくとも「交換」 取得法と出 有 現行の企 用性 が高

#### 【図表2】処理方法と公正価値の意味

取

得原価

の配分とも矛盾しない公正価値を用いることができるようにも思えるが、

再調達を前提とする金額であることから、

パー

チェス法による

このアプ

(むしろ

そもそも「再調達」という出口価格としての公正価値には整合しない

口

1

チでは、

パーチェス法の場合

取得法の場合

【処理方法】 パーチェス法	【公正価値】 純資産の入口価格 対価の出口価格
交	换

【処理方法】
取得法

支配の獲得

準の適用指針

(案)」、

par.12) $^{\circ}$ 

【公正価値】 構成要素の出口価格

資産概念との整合性 り、 技法」をいう(企業会計基準適用指針公開草案第三八号「公正価値測定及びその開示に関する会計基技法」をいう(エン 第四三号では、 産  $(par.32)^{\circ}$ 0 他 2 測 方、 定には ] 日本基準の課題 チェ 日本基準では上記とは異なる観点からの コストアプローチとは、 入口価格としての公正価! ス法を維持している我が国にとっては、 コ ストアプローチによって出口価 「資産…を再調達するために現在必要な金額に基づく評 値が用いられるべきと考えられる。 問題 格を算定する対応策を提案してい

が生じてい

. る。

他の会計基準

とは

一交換」

0)

概念に従って識別

可

能

純

資

この点、

公開草案

る

価

入口 価 と考えられるからコストアプロ 15 いう仮定を置いていることによる(IFRS13, par.B9 ; 公開草案四三号、 在しており、 たりうるのは、 格を出口 「購入を行う市場参加者」 価格と整合的な) 価格として整理しようとしているに過ぎないのでない 当該市場参加者に対して資産を保有する市場参加者が、 「再調達に必要な金額」を支払って当該資産を購入する市場参加者が 用語がみられる。 を別途仮定し、 ーチによる測定値も出口価格であるとするのは、 コストアプローチによって算定された金額が出 「彼らが購入する価格 か。 par.32) $^{\circ}$ =彼らに売却する価格 当該資産を売却すると 本質的な問 ただ、 題 強引に入口 このよう は、 別に存 パ 価

概念レベルではやはり純資産の入口価格と対価の出口価格の交換取引と捉えるほかない。でなければ、 格として位置づけてパーチェス法を適用すれば、金額としては一律に出口価格で測定していることになろう。 チェス法で用いられる公正価値を出口価格と位置づけるにはどうすべきかではなく、交換取引を前提とするパーチェ 分を通じて買入のれんだけが計上されることを説明できない。 ス法においては、そもそも出口価格のみを用いることが概念的に不可能である点にある。 事実上の入口価格を出口価 取得原価 しかし、 の配

ており、 見る限り、直ちに全部のれんが計上されることはないようだが、取得関連費用を取得原価に含めないことが提案され あろう。 られる測定値が、 のれんが計上されるようになるという可能性も否定できない。二〇一三年改訂の企業会計基準第二一号 (par.64-3) を な概念上の矛盾が生じることになる。係る矛盾の解消のために、パーチェス法が取得法へ変更される、すなわち全部 しかし、 コンバージェンスの観点から、 仮に公開草案第四三号が確定基準となれば、我が国の企業結合会計におけるパーチェス法の適用には、 国際的な公正価値測定の動向に足並みを合わせようとする動きもみられる。 処理方法そのものの変化を迫るという状況が生じ得るという意味で、今後の動向を注視する必要が 公正価値についても FASB や IASB と足並みをそろえる実務的な必要性はあろう。 企業結合の会計処理の中で用い 重大

#### V むすび

価値概念の統 以上、本稿では企業結合に関連する FASB、IASB そして ASBJ の公表する基準の収斂過程を確認し、 一化に向けた動きを整理した。企業結合の捉え方は、従来の「交換取引」から「支配の獲得」へと変化 また公正

という、 現行規定の組み合わせにすぎないともいえ、 格」という関係へと、捉え方―処理方法-れる。すなわち、「交換取引―パーチェス法―入口価格と出口価格」という関係から「支配の獲得 得法の下では、支配の獲得という重要な経済事象が公正価値測定の契機とされ、その公正価値は出口 いが、この点についてはさらなる検討が必要であろう。 している。交換取引を前提としたパーチェス法においては、公正価値に入口価格と出口価格の双方が含まれたが、 異なる関係性が存在している。 無論、 -測定値という三者の関係性が変化している可能性がある。 理論的には「支配の獲得-取得法と出口価格とを統一的に結び付ける概念の可能性も否定できな -取得法」、「出口価格--資産概念との整合性 -取得法-ただし、 価格であるとさ 後者は -出口価 取

かし、 盾を生じさせる。これを解消するには、取得法の採用を含めた企業結合の会計処理方法の検討が必要であろう。 このような状況下で、パーチェス法を維持する日本基準では、 交換取引を前提とするパーチェス法の下で出口価格のみを意味する公正価値を用いるのは、 出口価格としての公正価値の導入を試みている。 重大な概念上の矛 し

- 1 規定の変遷を明瞭に示す観点から、 今日の米国基準の表記に当たっては、Accounting Standards Codificationに準拠するのが一般的と思われるが、 従来の SFAS に準拠した表記を行っている。
- 2 に特徴がある FASBと IASB による企業結合共同プロジェクトのフェーズIの成果物であり、 持分プーリング法の適用を廃止した点
- (3) 持分プーリング法適用の歴史をめぐっては、G4+1 (1998) が詳しい。
- (4) 少数株主持分(minority interest)ともいわれる。
- (5) 例えば FASB の議事録でこのような指摘がみられる(FASB, 2002, p.3)。

- ということである。 がみられないことから、純資産の公正価値に対する比例的な持分比率で非支配持分を測定するという意見があったとされる (par.BC213)。 つまり、 IFRS3(R)によれば、非支配持分の公正価値を信頼性をもって測定するためのコストと比較して、特段のベネフィット 非支配持分をどのように測定しようと、 測定に要するコスト以上の情報価値を見出すことはできない
- (7) 全部のれんの計上論拠については、経済的単一体説といった連結基礎概念の観点からの説明も考えられるが、取得法では (二○一二、p.112) でも同様の指摘がみられる。 全面時価評価法における評価の整合性を重視するというアプローチをとっている。川本(二〇〇四、p.50)や、斎藤
- (8) SFAS141では明文上の規定はないが、脚注31によればIFRS3と同様に取得原価の累積額が用いられていたものと理解で
- (9) IFRS10(par.6)によれば、投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利 るとされる。 を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配してい
- <u>10</u> 価値」とは、定義において実質的な差異はないと考えられることから、ここでは「時価」を「公正価値」としている。 なお、原文では 「時価」とされている。我が国の会計基準における「時価」と SFAS や IFRS で採用されている「公正
- 11 計基準第二一号の改訂が行われているが、本稿での検討は、 二○一三年一月には、企業会計基準公開草案第四九号「企業結合に関する会計基準(案)」が公表され、九月には企業会 改訂前のものを対象として進める。
- 12 二〇一三年改訂版の企業会計基準第二一号でものれんの計上範囲や会計処理に関する差異の解消は図られていない。
- (13) 議論の明確化のため、負債については言及していない。
- 14 物々交換 あると捉えられている。 Kohler (1970) では、 (barter) として定義されている。 交換とは、貨幣、 財産または用役を、それらと引き換えに(in return for) 他方、SFAS141 (par.5) では、 物の交換というよりは、 対象物の価値の交換で 移転することとされ

- という理論的根拠も示されている(par.BC39)。 無論、実務上の理由がすべてというわけではなく、(SFAS157でも根拠とされた) 出口価格が財務報告の目的と適合する
- 支配の喪失が、重要な経済事象であるとの認識は、例えばIFRS10 (par.BCZ182) などで見られる。
- の一つである。 コストアプローチは、SFAS157(par.18)や IFRS13(pars.B8-B9)にもみられる出口価格としての公正価値の評価技法

#### 【参考文献】

- APB (1970a) Accounting Principles Board Opinion 16, Business Combinations, APB.
- APB (1970b) Accounting Principles Board Opinion 17, Intangible Assets, APB
- CAP (1959) Accounting Research Bulletin 51, Consolidated Financial Statements, CAP CESR (2005) Draft Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third
- Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information, CESR.
- FASB(1985)Statement of Financial Accounting Concepts 6, Elements of Financial Statements, FASB, 平松一夫·広瀬義州 訳(二〇〇二)『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社・
- FASB (2001) Statement of Financial Accounting Standard 141, Business Combinations, FASB
- FASB (2002) Minutes of the October 30, 2002 Board Meeting, FASB.
- FASB (2006) Statement of Financial Accounting Standard 157, Fair Value Measurements, FASB
- FASB (2007) Statement of Financial Accounting Standard 141 (revised 2007), Business Combinations, FASB
- G4+1 (1998) G4+1 Position Paper, Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations, G4+1
- IASC (1998) International Accounting Standard 22, Business Combinations, IASC.

- (2004) International Financial Reporting Standard 3, Business Combinations, IASB
- IASB (2008) International Financial Reporting Standard 3, Business Combinations, IASB
- IASB (2011) International Financial Reporting Standard 10, Consolidated Financial Statements, IASB
- IASB (2011) International Financial Reporting Standard 13, Fair Value Measurements, IASB.
- Kohler, E.L.(1970)A Dictionary for Accountants Forth Edition, Prentice Hall, 染谷恭次郎訳(一九七三)『コーラー会計学
- Wyatt, A.R. (1963) An Accounting Research Study 5, A Critical Study of Accounting for Business Combinations, AICPA.
- 上野清貴(二〇一一)「第四章 IASB における展開」北村敬子編(二〇一一)『公正価値測定の意義とその限界 日本会計研究学会特別委員会、pp.61-80。 最終報告書
- 浦崎直浩(二〇一一)「第九章公正価値」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集(二〇一一)『体系現代会計学第一巻企業会計の基礎概 念』中央経済社、pp.363-400°
- 金田堅太郎(二〇一〇)『企業結合会計基準の形成と展開』森山書店。
- 川村義則(二〇一一)「第三章アメリカにおける展開」北村敬子編(二〇一一)『公正価値測定の意義とその限界 日本会計研究学会特別委員会、pp.33-60。 最終報告書
- 川本淳(二○○四)「全部のれん方式の論点」『會計』第一六六巻第三号、森山書店、pp.47-59′
- 企業会計審議会(一九九七)『連結財務諸表原則・同注解』企業会計審議会。
- 企業会計審議会(二〇〇三a)『企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書』企業会計審議会。
- 企業会計審議会(二〇〇三b)『企業結合に係る会計基準』企業会計審議会。
- 企業会計基準委員会(二〇〇七)『企業結合会計に関する調査報告— EU による同等性評価に関連する項目について—』企業会 計基準委員会(企業結合プロジェクト・チーム)。
- 企業会計基準委員会(二〇〇八)企業会計基準第二一号『企業結合に関する会計基準』企業会計基準委員会。

企業会計基準委員会(二〇一〇)企業会計基準公開草案第四三号『公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)』企業会 計基準委員会。

企業会計基準委員会(二〇一〇)企業会計基準適用指針公開草案第三八号『公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用 指針 (案)』企業会計基準委員会。

山内暁(二〇一〇)『暖簾の会計』中央経済社。 斎藤静樹(二〇一二)「企業結合における公正価値会計と自己創設のれん」『會計』第一八二巻第六号、森山書店、pp.108-121。 企業会計基準委員会(二〇一三)企業会計基準公開草案第四九号『企業結合に関する会計基準(案)』企業会計基準委員会。